令和9・10 年度
愛媛県建設工事等競争入札
参加資格審査申請
（県外工事）

審査申請の手引き

〔申請要領〕

【新規申請用】

愛媛県

目　次

建設工事等競争入札参加資格とは 3

Ⅰ　建設工事等競争入札参加資格の申請について 3

受付期間及び受付時間 3

申請に関する留意事項 3

（１）申請内容の公表 3

（２）申請に用いる言語及び通貨単位 3

資格の有効期間 3

お問合せ先 3

Ⅱ　建設工事等競争入札参加資格申請に必要な書類（添付書類）について 6

添付書類の提出方法について 6

Ⅲ　申請システムについて 6

利用者登録について 6

①　令和７・８年度建設工事等競争入札参加資格を有している方 6

②　今回申請が初めての方・過去に資格を有していたが、令和７・８年度建設工事等競争入札参加資格を有していない方 7

③　行政書士等、申請者以外の代理人が申請を行う方 7

申請内容の審査に関する注意事項 7

Ⅳ　申請方法について 8

入札参加資格審査申請手順について 8

Ⅴ　添付書類について 23

添付書類の内容について 23

（１）納税証明書(未納がないことの証明・非課税であることを証明するもの(個人県民税)) 23

Ⅵ　審査結果の通知について 25

建設工事等競争入札参加資格とは

愛媛県が発注する建設工事及び森林整備課工事並びにこれらに付随する測量、調査又は設計の業務委託（製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約に係る契約を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加するために必要な資格です。なお、資格を取得したことにより、自動的又は直ちに発注があるということではありませんので、ご留意願います。

Ⅰ　建設工事等競争入札参加資格の申請について

★令和９・10年度競争入札参加資格審査申請から、システムによる電子申請となりました。

電子申請を行うためには、インターネットに接続できる環境が必要です。（対応OSはWindows11のみです。スマートフォンでの申請はできません。）また、申請に必要な書類（以下「添付書類」という。）をPDF形式のファイルでシステムに添付していただく必要があるため、スキャナ等も必要になります。

※　添付書類については電子データに限ります。パソコンやスキャナがない等やむを得ない事情がある場合には、P4の送付先まで郵送等により、すべての添付書類を提出してください。

受付期間及び受付時間

〔定期受付〕（令和９年４月１日登録のため一定期間を設け、一斉に申請を受け付けます。）

令和８年11月９日（月）から令和８年12月21日（月）まで（11月14日、15日、23日を除く）

※土・日曜、祝日は、問い合わせ対応はできません。

〔受付時間〕

午前９時～午後８時（システムの稼働時間内）

※ やむを得ずこの時間内にシステムを停止する場合は、ホームページ等において通知します。

申請に関する留意事項

（１）申請内容の公表

入札参加資格を取得された方は、入札参加資格者名簿に登載し、県ホームページ等により、商号又は名称及び当該法人の所在地（個人事業主にあっては事業所の所在地）を公表します。（営業所等に契約を委任した場合には、営業所等の内容を公表します。）

（２）申請に用いる言語及び通貨単位

言語及び通貨単位は、原則として日本語及び日本国通貨に限ります。やむを得ず、外国語で記載しているものは、日本語の訳文を付記又は添付してください。金額欄は外国の通貨単位によらず、出納官吏員事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して入力してください。

資格の有効期間

令和９年４月１日から令和11年３月31日まで。

お問合せ先

★システムに関すること（ヘルプデスク）　受付期間中のみ

愛媛県資格申請システムヘルプデスク

TEL ： 0120-95-9445（フリーダイヤル）

メール：fjj-cont-calsehimelb@dl.jp.fujitsu.com

※ 受付時間：平日９時～18時

※メールは24時間受付可能ですが、ご回答は既存の上記の受付時間内で実施いたします。

※受付期間中のみの対応のみ可能です。申請開始前、申請期間以降は利用不可となります。

〇対応させていただくお問合せ

・資格申請システムを利用するための PC 設定

・資格申請システムの操作に関するもの

〇対応不可のお問合せ

・一般的な PC 操作（例：ZIP ファイルの解凍方法など）

・資格申請の要領、規約、入力内容に関すること

★システムに関すること以外、全般の問い合わせ

愛媛県総務部総務管理局行政経営課　TEL ： 089-968-2294

※ 受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分(ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分を除く)

※フォームでのお問い合わせはこちらから：https://logoform.jp/form/XG6n/1846142

★申請内容の補正指示に関する問い合わせ及び添付書類を郵送で送付する場合の送付先

申請者の住所（本社所在地）の区分によって審査機関が分かれています。

提　出　先	申請者の所在地	
	建設工事	測量・建設 コンサルタント等
愛媛県土木部土木管理局土木管理課 〒790-8570　松山市一番町四丁目４番地２ 電話番号　089-912-2643	県　外	すべて （県内及び県外）
東予地方局四国中央土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒799-0404　四国中央市三島宮川四丁目６番55号 電話番号　0896-24-4455（内線308、309）	四国中央市	
東予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒793-0042　西条市喜多川796番地１ 電話番号　0897-56-1300（内線408、448）	新居浜市、西条市	
東予地方局今治土木事務所管理課（契約・建設業係） 〒794-0027　今治市南大門町二丁目５番地１ 電話番号　0898-23-2500（内線262、268）	今治市、越智郡（上島町）	
中予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒790-8502　松山市北持田町132番地 電話番号　089-909-8769（ダイヤルイン）	松山市、伊予市、東温市、 伊予郡（松前町、砥部町）	
中予地方局久万高原土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒791-1201　上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号　0892-21-1210（内線415、416）	上浮穴郡（久万高原町）	
南予地方局大洲土木事務所事業管理課（契約・建設業係） 〒795-8504　大洲市田口甲425番地１ 電話番号　0893-24-5121（内線304）	大洲市、喜多郡（内子町）	
南予地方局八幡浜土木事務所管理課（契約・建設業係） 〒796-0048　八幡浜市北浜一丁目３番37号 電話番号 0894-22-4111（内線406、407）	八幡浜市、 西宇和郡（伊方町）	
南予地方局西予土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒797-0015　西予市宇和町卯之町五丁目175番地3 電話番号　0894-62-1331（内線134）	西予市	
南予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒798-8511　宇和島市天神町７番１号 電話番号　0895-22-5211（内線407）	宇和島市、 北宇和郡 （松野町、鬼北町）	
南予地方局愛南土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒798-4194　南宇和郡愛南町城辺甲2420 電話番号　0895-72-1145（内線205）	南宇和郡（愛南町）	

※ 受付時間：平日８時30分～17時15分(ただし、12時00分から13時00分を除く)

※ 申請の補正指示については、審査機関から電話又はシステムを通じてご連絡します。

Ⅱ　建設工事等競争入札参加資格申請に必要な書類（添付書類）について

「法人」の場合と「個人」の場合で、それぞれ添付する書類が異なります。また、添付書類の詳細及び愛媛県様式（★）については、県ホームページ
（https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/160244.html）に掲載しています。

添付書類の提出方法について

入札参加資格審査申請システムでの申請に変更となったことに伴い、添付書類は電子データをシステムにアップロードすることとしています。

やむを得ず、添付書類の電子データをシステムにアップロードできない事業者においては、システム添付ファイル登録画面で「提出書類を郵送するため、添付ファイル登録は実施しません。」に必ずチェックのうえ、下表のとおり所管の提出先へ郵送等により提出することとしてください。

【電子提出の場合】

・アップロードできるファイルは1つだけで、容量は10MBまでです。
（1つのPDFにまとめる、複数のPDFファイルをZip化するなど、1つのファイルとしてください。）

・一つのPDFにまとめる場合は、提出要領P3の表「添付書類」の番号順になるよう作成してください。
複数ファイルをZip化する場合は、個々のファイル名を添付書類の名称と一致させてください。

・チェックリストについては、入力のうえ、PDF化するかExcelシートをそのまま添付してください。
（書類の写し等は、PDFファイルとしてください。）

・電子ファイル名は、提出要領P3の名前（①-1等番号もつける）としてください。

【郵送等による提出の場合】

・ホッチキス留め等は外し、提出要領P3の表「添付書類」の番号順に並べて、提出してください。
（返却は致しません。）

・写しを提出する場合は、全て片面印刷としてください。

・紙で提出の際は、該当書類に右上に提出要領P3の表の番号（①-1、④等）を記入してください。

＜郵送提出先＞　P4の送付先にご提出ください。

Ⅲ　申請システムについて

申請システムについては、こちらのホームページにアクセスを行ってください。
（https://www.ebid-bes.pref.ehime.jp/Shinsei/main?uji.verb=startUp&madoguchiCode=M380000）

※　システムの利用には、事前の利用者登録または申請者情報の登録が必要です。

利用者登録について

（具体的な登録方法については、「愛媛県入札参加資格審査申請システム利用者登録の手引き」をご確認ください。）

①　令和７・８年度建設工事等競争入札参加資格を有している方

愛媛県行政経営課より入札参加資格者へ「利用者番号」を通知しています。**（利用者登録を行う必要はありませんが、パスワードの再設定と申請者情報を登録する必要があります。「愛媛県入札参加資格審査申請システム利用者登録の手引き」のP17以降を参考に、事前にパスワードの再設定と申請者情報を登録してください。）**

※　令和７・８年度建設工事等競争入札参加資格を有しているが、利用者番号が分からない場合は、以下の問い合わせ先をご利用ください。
問い合わせ先：https://logoform.jp/form/XG6n/1846142

② 今回申請が初めての方・過去に資格を有していたが、令和７・８年度建設工事等競争入札参加資格を有していない方

利用者登録を行い、「利用者番号」及び「パスワード」を取得してください。

③ 行政書士等、申請者以外の代理人が申請を行う方

利用開始申請（代理人）を行い、「利用者番号」及び「パスワード」を取得してください。

※令和７・８年度建設工事・コンサルの競争入札参加資格を有していないものの、令和８～10年度競争入札参加資格（製造の請負等）は有している事業者は、以下の問い合わせ先をご利用ください。

問い合わせ先：https://logoform.jp/form/XG6n/1846142

申請内容の審査に関する注意事項

（1）申請内容の修正等については、愛媛県の審査担当者（以下「審査担当者」という。）が、申請担当者へ電話又はシステムの補正指示によって連絡します。明らかな誤字、脱字等の軽微な修正の場合には、審査担当者において、職権訂正を行いますので、ご了承ください。

※　補正指示があった場合には、申請担当者のメールアドレス宛にシステムから修正依頼メールが送信されます。

（2）補正指示によって申請情報を差し戻しされた場合で、**指定された期限までに必要な補正が完了しない場合や遅延の連絡等がない場合には、審査を打ち切ります**ので、審査担当者からの補正指示等については、速やかに対応をお願いします。

（3）再度申請を行う場合には、改めて新規申請から行っていただくこととなります。

（4）申請に必要な添付書類については、**原則、全てをシステムに添付してください。**やむを得ず紙とする場合は全てを郵送にて提出してください。**（一部のみシステム添付、一部のみ郵送の取扱いは受け付けません。）**

（5）添付書類のうち、特に使用印鑑届については、印鑑の確認ができるよう印影がはっきり分かるようにスキャナでスキャンしてください。印影が分かりづらい場合は、再添付いただく場合があります。

（6）申請後に申請内容の変更が生じた場合は、速やかに審査担当者に連絡し、その指示に従ってください。

Ⅳ　申請方法について

入札参加資格審査申請手順について

入札参加資格審査申請システムへアクセスしてください。

（https://www.ebid-bes.pref.ehime.jp/Shinsei/main?uji.verb=startUp&madoguchiCode=M380000）

（１）システムログイン画面



項目	入力内容
利用者番号・パスワード （詳しくはP6を確認してください。）	**① 令和７・８年度建設工事等競争入札参加資格を有している方** 別途、愛媛県から通知している「利用者番号」及び再設定した「パスワード」でログインしてください。 ※パスワード再設定後にこの画面からログインしてください。 **② 今回申請が初めての方、若しくは、過去に資格を有していたが、令和７・８年度建設工事等競争入札参加資格を有していない方** 利用者登録によって取得した「利用者番号」及び「パスワード」からログインしてください。 **③ 行政書士等、申請者以外の代理人が申請を行う方** 申請者が“自身の”「利用者番号」及び「パスワード」でログインし、委任登録（次頁参考）してください。その後、代理人が、代理人利用者登録によって取得した“代理人の”「利用者番号」及び「パスワード」からログインしてください。

（２）提供サービス一覧画面（申請者がログインした場合①）

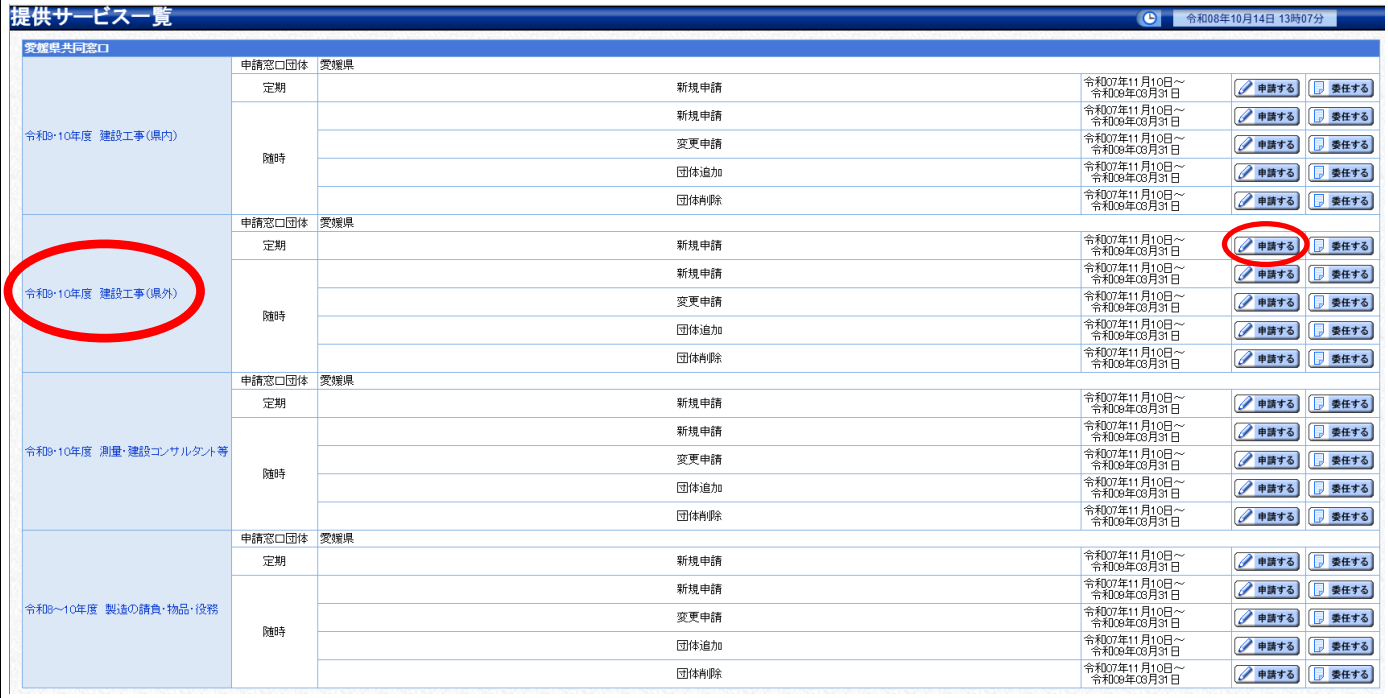

画面説明	
定期　新規申請	令和８年 11 月９日から 12 月 21 日の「定期受付」期間中（令和９年４月１日登録）の申請です。 ○令和 9・10 年度　建設工事（県外）から下記を参考にして進んでください。 **≪申請者自身が申請する場合≫** 【申請する】から進んでください。 **≪代理人が申請する場合≫** 申請者が“自身の”利用者登録番号でログインした状態で、【委任する】から利用者番号（代理人）を入力して委任情報を登録してください。登録後、委任登録番号が表示されますので、控えておいてください。（登録する有効期限内であれば、委任者が申請手続きを行うことができます。）その後、代理人が“代理人の”利用者番号でログインし、【申請する】から進んでください。

（３）受任者情報検索画面（代理人がログインした場合②）



画面説明

【受任一覧】をクリックし、委任登録番号を入力して検索してください。該当の登録案件詳細から【表示】へ進んでください。

（委任登録番号は、申請者が委任登録を行った際に表示されています。委任登録を行った申請者へ番号の確認を行ってください。）



画面説明

登録内容を確認し、間違いがなければ【申請】へ進んでください。

（４）申請先団体選択画面

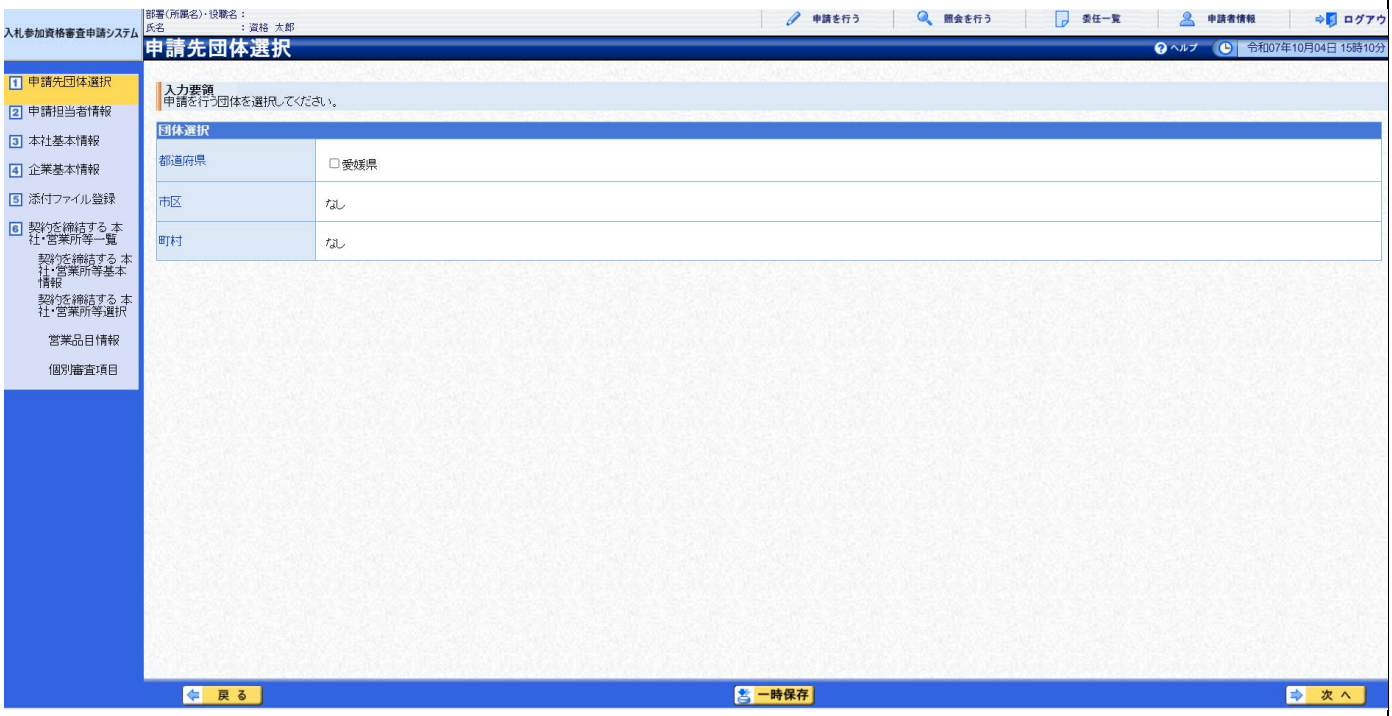

画面説明
愛媛県に☑のうえ、【次へ】進んでください。

（５）申請担当者情報画面

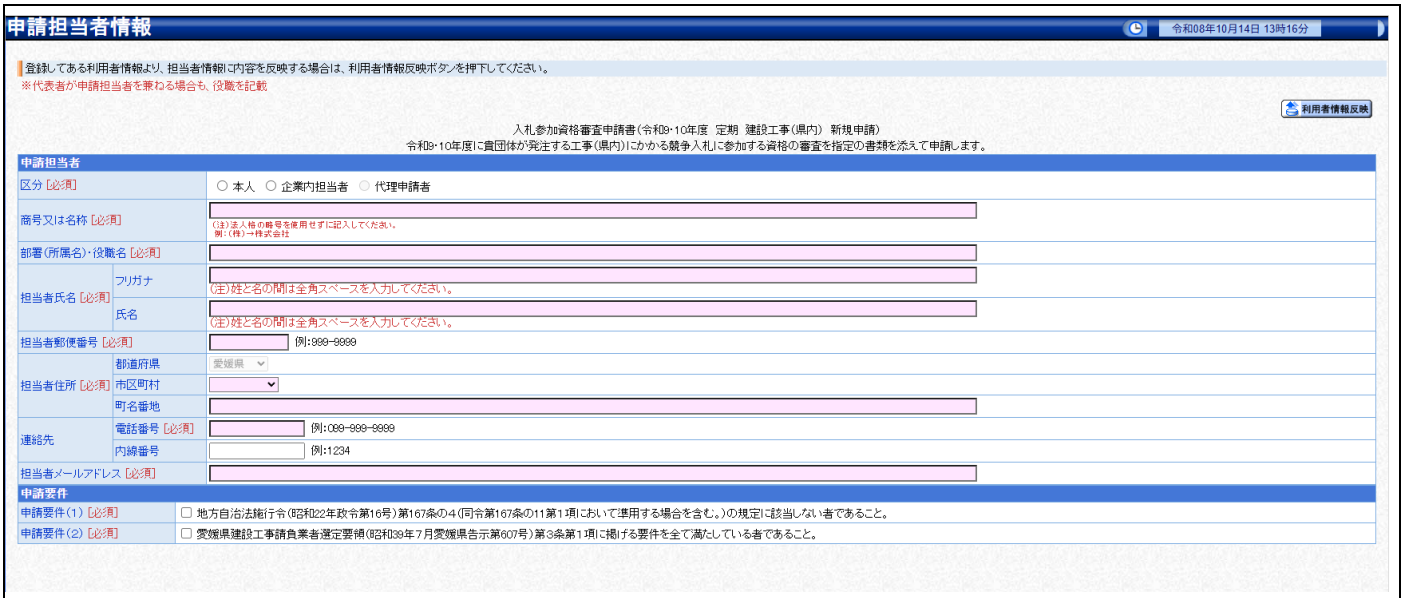

申請項目	入力内容
画面右上【利用者情報反映】を押下すると、利用者情報登録時の情報が反映されます。 反映後、内容に修正がありましたら、下記の内容のとおり修正してください。	
区分 （どれか１つを選択してください。）	本人・・・・・・・・・・・・・法人代表者又は個人事業主 企業内担当者・・・・・申請業者の担当者 代理申請者・・・・・・・行政書士等、申請業者から委任を受けた者
商号又は名称	登記事項証明書に記載している商号又は名称を入力してください。 法人の種類は、略号を用いず、株式会社等と会社名の間に空白（スペース）をいれず入力してください。個人の場合は屋号を入力してください。 例）株式会社競争資格　愛媛支店・・・・・・・・・・・○ 株式会社㊀競争資格　愛媛支店・・・・・・・・・×（スペースを入れない） 参加資格株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○ 参加資格㈱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・×（略号を用いない）
部署（所属名）・役職名	申請担当者の部署（所属名）・役職名を入力してください。
担当者氏名・フリガナ	申請担当者の氏名（フリガナ（全角カナ））を入力してください。 姓と名の間に空白（スペース）を入力してください。
担当者郵便番号・住所	申請担当者の所属する部署の郵便番号（半角数字）・住所（全角）を入力してください。
連絡先	申請担当者の連絡先（電話番号）を入力してください。
担当者メールアドレス	申請担当者のメールアドレスを入力してください。 ※ 入力誤りのないよう十分に注意してください。
申請要件	２項目にチェックを入れてください。 申請要件については、P24（２）申請要件（参考）を確認ください。

（６）本社基本情報画面

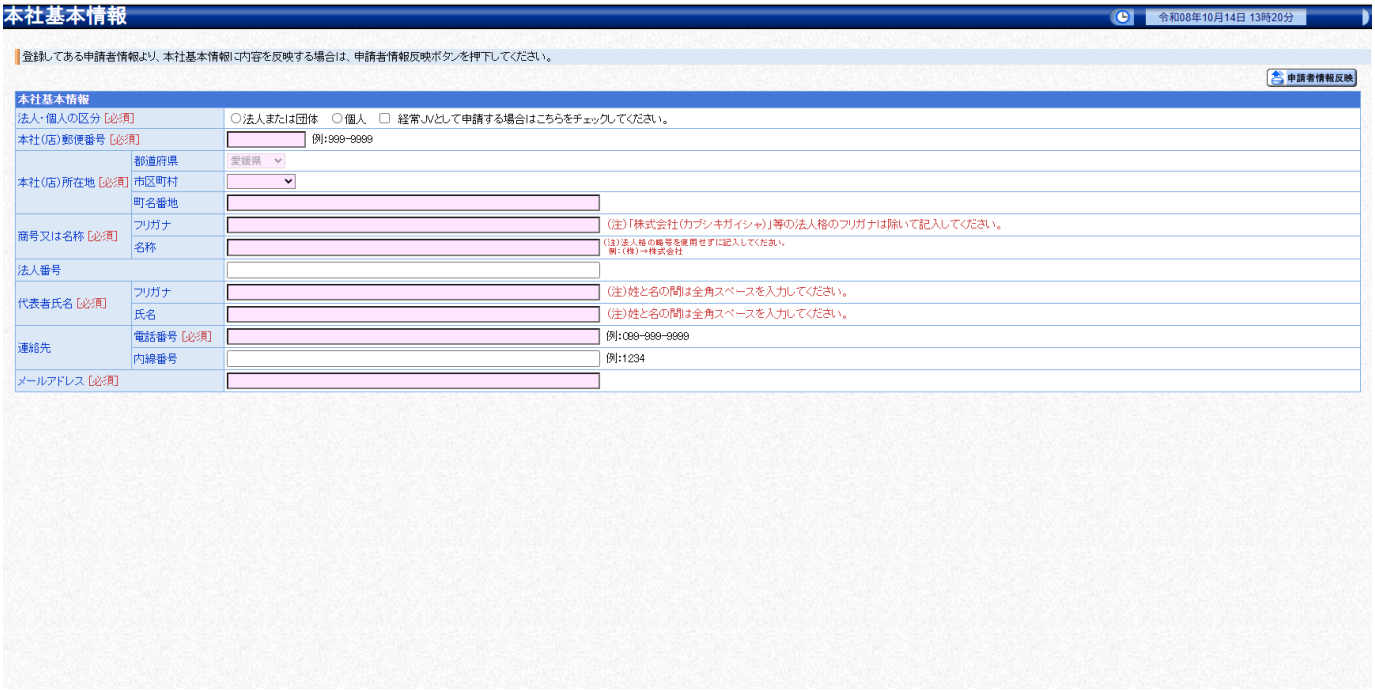

申請項目	入力内容
画面右上【利用者情報反映】を押下すると、利用者情報登録時の情報が反映されます。 反映後、内容に修正がありましたら、下記の内容のとおり修正してください。	
法人・個人の区分 （どちらか１つを選択してください。）	「法人または団体」・・・・・・・株式会社、一般財団（社団）法人、組合等 「個人」・・・・・・・・・・・・・・・・個人事業主
本社（店）郵便番号・所在地	郵便番号（半角数字）・登記事項証明書に記載されている住所（全角）を入力してください。 ※ 登記と異なる住所を本社所在地として登録する場合には、登録を希望する住所を入力のうえ、申立書（任意様式）を添付してください。
商号又は名称・フリガナ	前頁（申請担当者情報画面）に記載のとおり、商号又は名称・フリガナ（全角カナ）を入力してください。
法人番号	国税庁法人番号検索ホームページを確認するなどし、入力してください。個人事業主等法人番号がない場合は、入力不要です。
代表者氏名・フリガナ	代表者の氏名・フリガナ（全角カナ）を入力してください。 姓と名の間に空白（スペース）を入力してください。
連絡先	本社（店）の代表電話番号を入力してください。
メールアドレス	本社（店）の代表メールアドレスを入力してください。 ※ 代表メールアドレスがない場合には、申請担当者のメールアドレスを入力してください。（行政書士等、代理申請者のアドレスは不可。）

（７）企業基本情報画面①

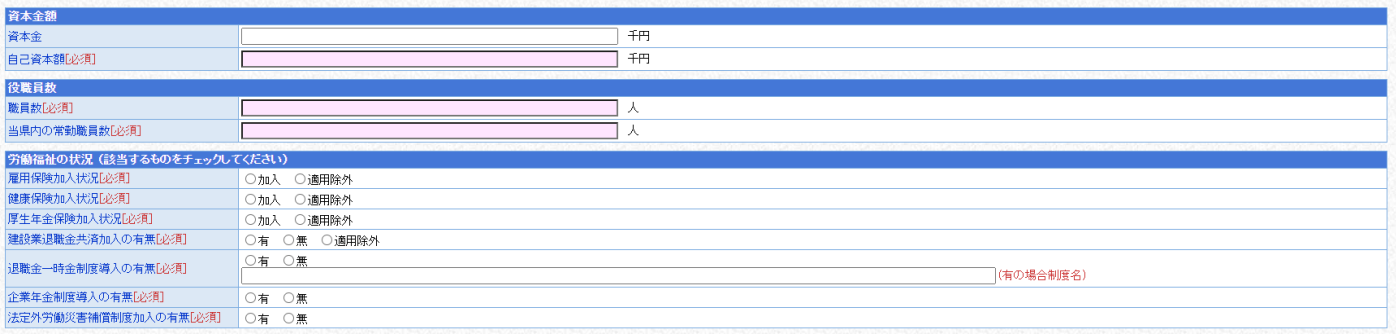

申請項目	入力内容
資本金額	経営事項審査の総合評定値通知書の「資本金額」「自己資本額」を入力してください。（総合評定値通知書の「自己資本額及び利益額」欄に記載の「自己資本額」を転記してください。）
役職員数	【職員数】 経営事項審査結果の審査基準日における人数を記載してください。 【当県内の常勤職員数】 愛媛県内の営業所・支店に常勤の職員数を入力してください。
労働福祉の状況	社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入状況は、申請日における加入状況について該当にするものにチェックを入れてください。 申請を行うためには、全て「加入」又は「適用除外」になっていることが必要です。 その他についても、該当項目にチェックをお願いします ■添付書類 添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が全て「有」又は「除外」になっている場合は社会保険等の加入状況に関する添付書類は不要です。 添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「無」となっているが、その後、当該社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、建設業許可及び経営事項審査における添付書類に準じ、当該事実を証する書類を添付してください。 （雇用保険） ・雇用保険料納入証明書　・労働保険概算 ・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書 （健康保険） ・社会保険料納入証明書　・保険料納付領収証書 ※健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて、全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、国保組合の加入証明書、健康保険の適用除外承認書など加入を証明する書類を添付してください。 （厚生年金保険） ・社会保険料納入証明書　・保険料納付領収証書

（８）系列会社情報

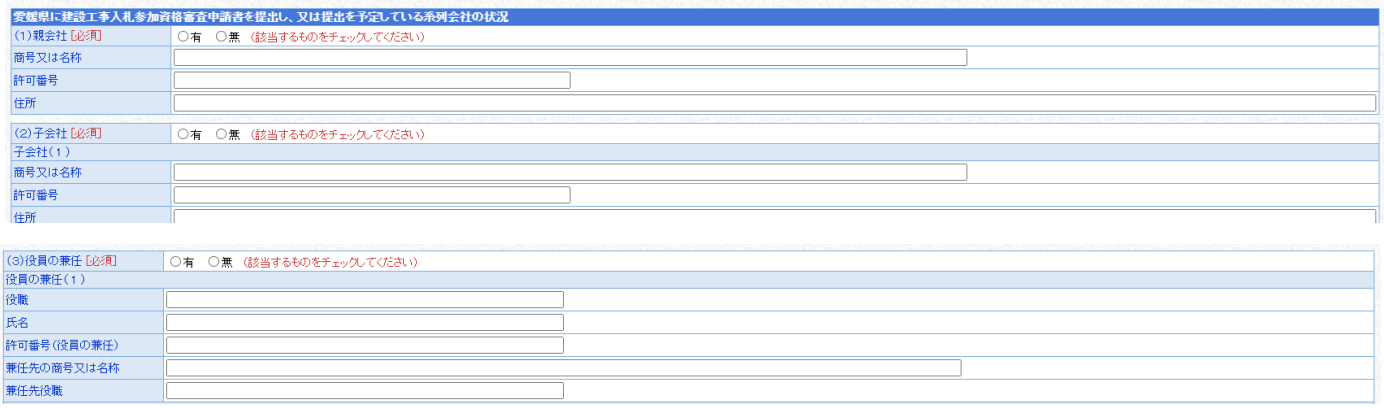

申請項目	入力内容
親会社	親会社がある場合は、「有」をチェックして、親会社の「商号又は名称」「許可番号」「住所」の入力してください。 ここで入力する系列企業（親・子会社、役員の兼任）は、議決権のうち40%以上を親会社の計算（他人名義も含む。）において所有しているものをいいます。
子会社	子会社がある場合は、「有」をチェックして、子会社の「商号又は名称」「許可番号」「住所」の入力してください。
役員の兼任	役員の兼任がある場合は、「有」をチェックして、「役職」「氏名」「許可番号（役員の兼任）」「兼任先の商号又は名称」「兼任先役職」「兼任先役職」の入力をしてください。

（10）監督処分情報

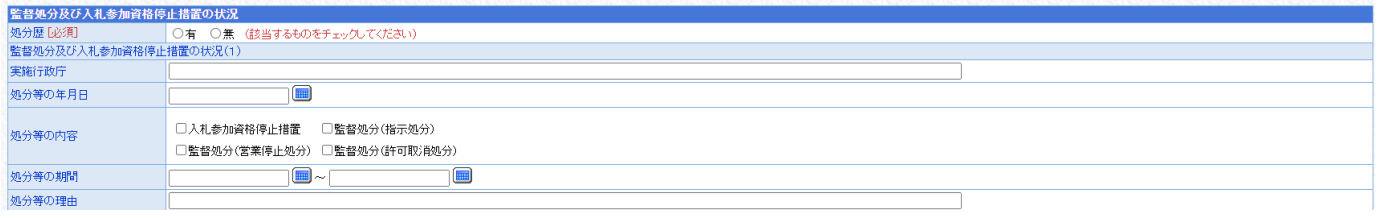

申請項目	入力内容
監督処分及び入札参加資格停止措置の状況	令和６年 11 月１日から令和８年 10 月 31 日までに入札参加資格停止措置（愛媛県知事が行った措置に限る。）又は建設業法に基づく監督処分（指示処分、営業停止処分又は許可取消処分（同法第 29 条第１項第４号の規定に基づく許可取消処分を除く。）をいう。）を受けている場合、「有」チェックを入れ、その内容を入力してください。 なお、「処分等の内容・期間」及び「処分等の理由」は、できるだけ簡潔に入力してください。

（９）添付ファイル登録画面

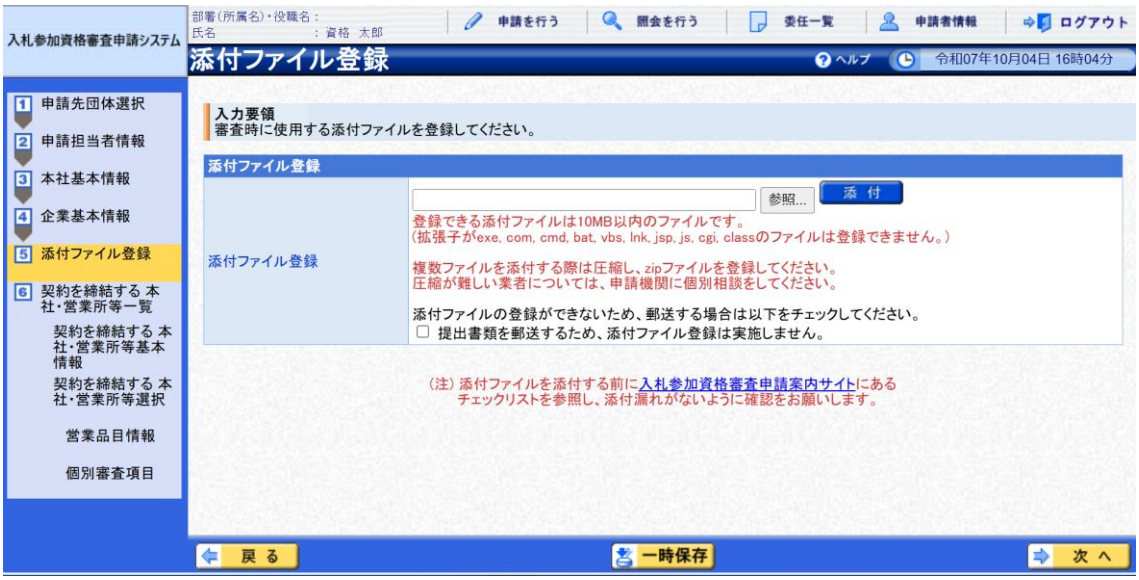

留意事項

○添付ファイル欄に書類を PDF ファイル等にしてアップロードしてください。

○**システムの機能上、１ファイル（最大 10MB）しか添付できませんので、すべての添付書類をまとめて１つの PDF ファイルを作成するか、圧縮（zip）ファイルにしてアップロードしてください。**

○提出方法については、P7 をご確認ください。

※ 紙の書類を PDF データ化するためのスキャナ環境がない方、種類枚数が多くファイル容量が超過する方など、やむを得ず郵送にて書類を提出する方は、【提出書類を郵送するため、添付ファイル登録は実施しません。】にチェックし、次へ進んでください。

※ 一部のみシステム添付、一部のみ郵送の取扱いは受け付けません。

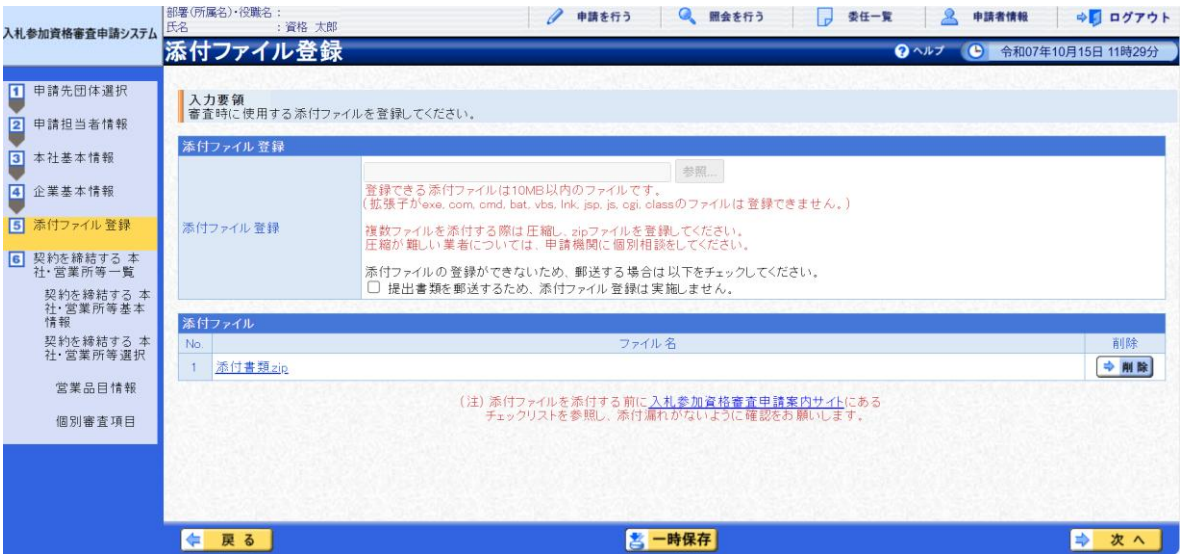

画面説明

○【参照】ボタンをクリックしてファイル選択後、【添付】ボタンをクリックしてファイル登録を行ってください。

（10）工事共通情報

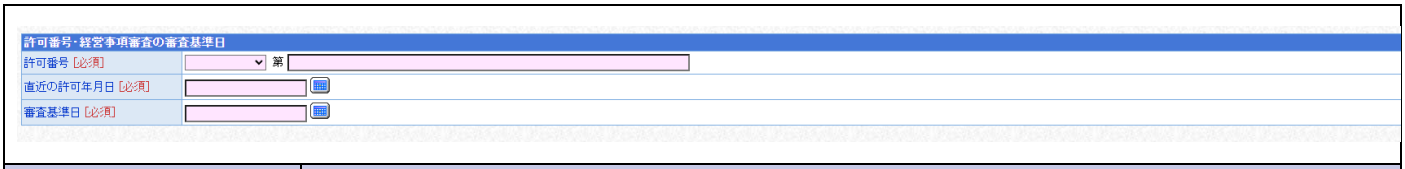

申請項目	入力内容
許可番号・経営事項審査の審査基準日	【許可番号】 建設業許可番号を記入してください。 【直近の許可年月日】 建設業許可にかかる直近の許可年月日を入力してください。 【審査基準日】 添付する経営事項審査の総合評定値通知書の「審査基準日」を入力してください。

（11）契約を締結する本社・営業所等一覧画面

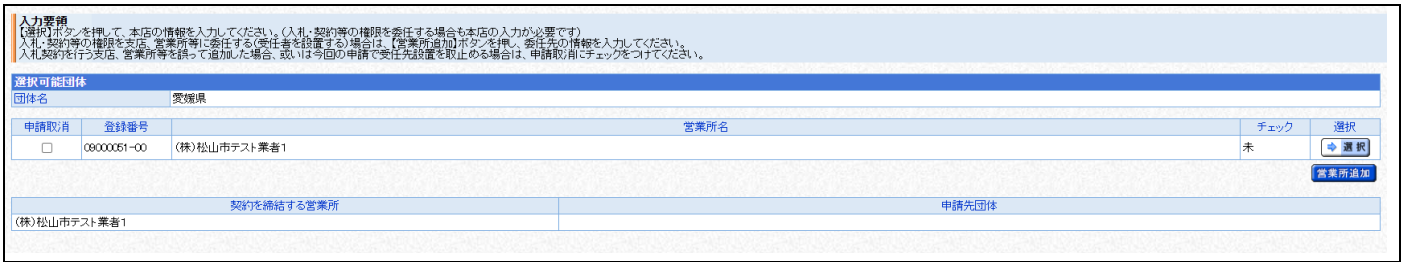

登録したい情報（本社・営業所等）	手順
本社が契約を締結する場合	申請取消に☑が入っていないことを確認し、【選択】ボタンから進んでください。 営業所等に契約を委任する場合は（17）へお進みください。

（12）契約を締結する本社・営業所等基本情報

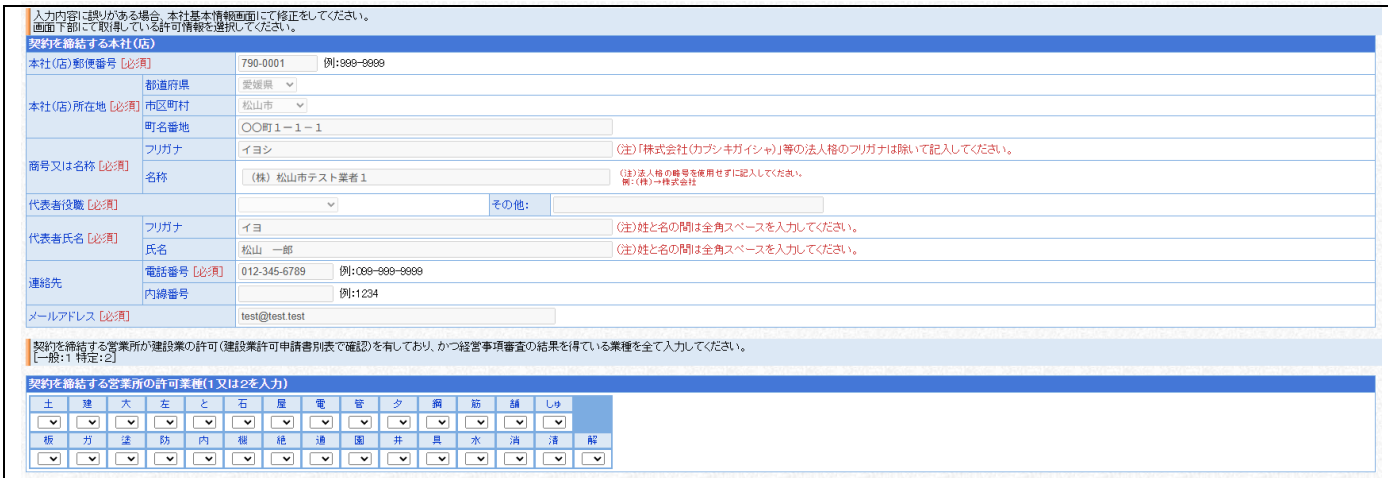

画面説明
本社基本情報で入力した情報が反映されます。 修正がある場合には、本社基本情報入力画面に戻って内容を修正してください。 契約を締結する本社・営業所等の許可業種「１（一般）又は２（特定）を入力」

（13）契約を締結する本社・営業所等選択



確認項目	
申請先団体	愛媛県に☑をつけて選択ボタンを押してください。

（14）工事業種情報

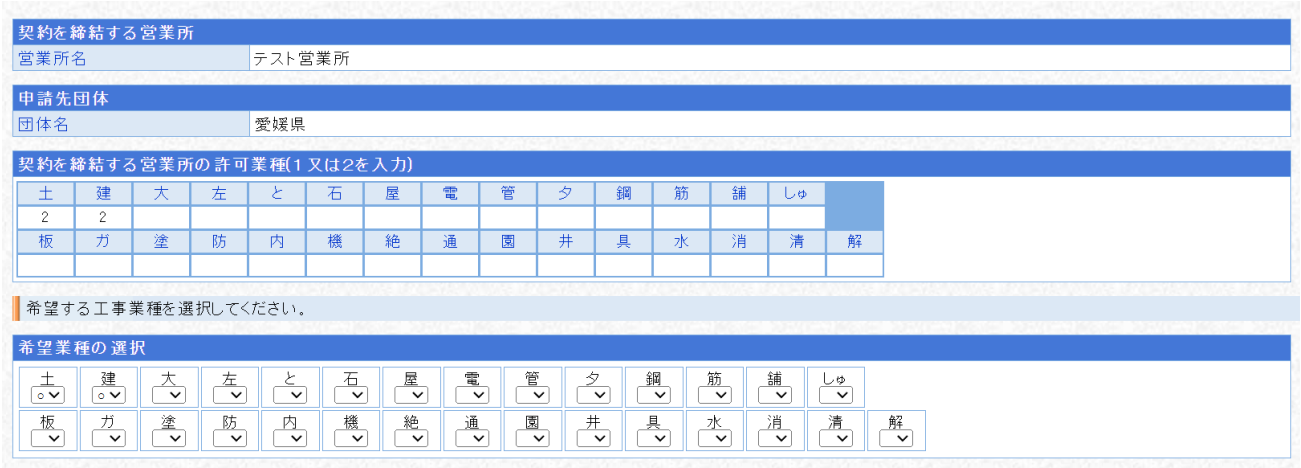

申請項目	申請内容
希望業種の選択	希望業種にプルダウンで「○」を入力してください。

（15）契約を締結する本社・営業所等一覧画面②



申請項目	申請内容
選択可能団体	【申請取消】に☑が入っていないこと、【チェック】欄が「済」になっていることを確認し、【次へ】進んでください。

（16）登録確認画面



確認項目
入力した申請情報を確認し、間違いがなければ【登録】を行ってください。 入力内容を修正する場合、各項目横の【修正】ボタンから、該当の申請入力画面に戻ることができます。 ※【印刷】ボタンで申請内容の印刷が可能です。

（17）結果表示画面



確認項目
申請が完了しました。 添付書類を郵送する場合は、チェックリストの受付番号入力箇所に受付番号下５桁を記入し、提出先へ送付してください。

○営業所等に契約を委任する場合

（18）契約を締結する本社・営業所等一覧画面

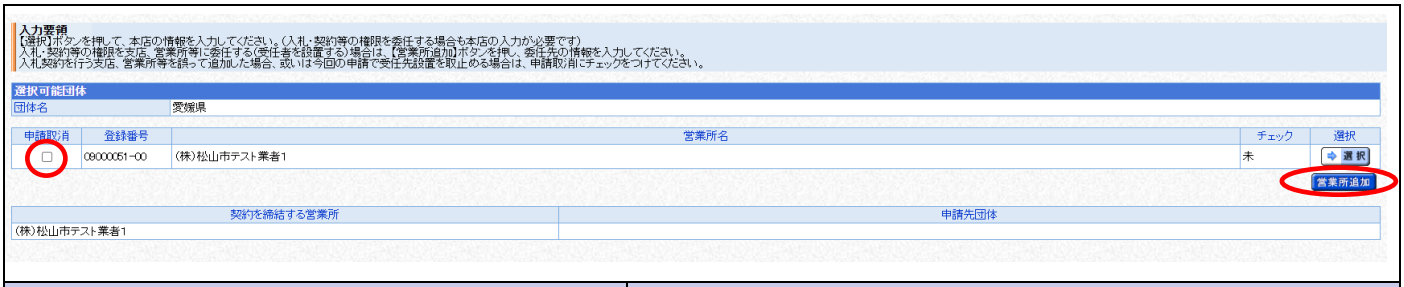

登録したい情報（営業所等）	手順
営業所等が契約を締結する場合	申請取消に☑を入れ、【営業所追加】ボタンから進んでください。

（19）契約を締結する本社・営業所等基本情報（営業所等で契約する場合）

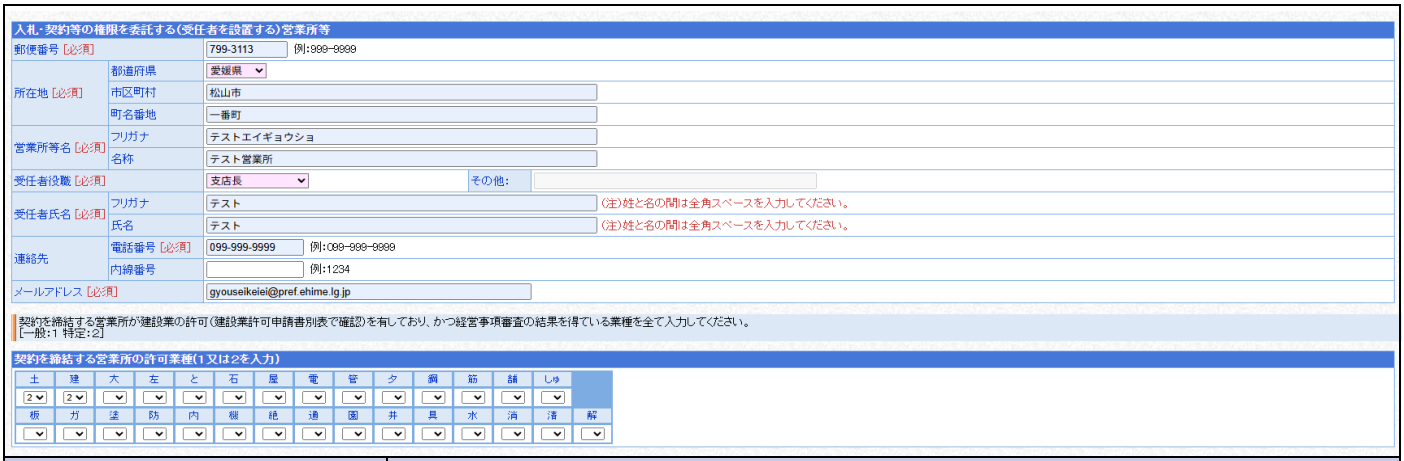

申請内容	入力方法
郵便番号・所在地	郵便番号（半角数字）・受任者所在地（全角）を入力してください。
営業所等名・フリガナ	営業所等名・フリガナ（全角カナ）を入力してください。 会社名は不要です。例）○○支社、○○支店、○○営業所、○○事業所
受任者役職	プルダウンで選択してください。 （該当がない場合は、プルダウンで「その他」を選択したうえで、右側の欄に役職名を入力してください。）
受任者氏名・フリガナ	受任者の氏名・フリガナ（全角カナ）を入力してください。
連絡先	受任者の代表電話番号を入力してください。
メールアドレス	受任者の代表メールアドレスを入力してください。 ※ 代表メールアドレスがない場合には、申請担当者のメールアドレスを入力してください。（行政書士等、代理申請者のアドレスは不可。）
契約を締結する本社・営業所等の許可業種	該当業種の箇所に「１（一般）」又は「２（特定）」を入力してください。

（20）契約を締結する本社・営業所等基本情報（営業所等で契約する場合）



申請内容	入力方法
申請先団体	愛媛県にチェックが入っていることを確認して、【選択】ボタンを押してください

（21）工事業種情報（営業所等で契約する場合）

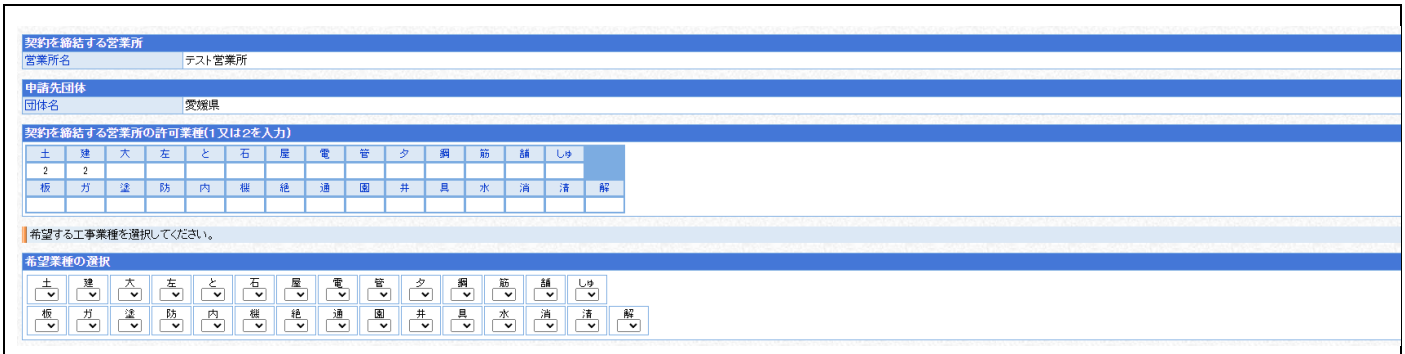

申請内容	入力方法
希望業種の選択	希望業種にプルダウンで「○」を入力してください。

（22）契約を締結する　本社・営業所等選択（営業所等で契約する場合）



申請内容	入力方法
申請先団体	選択状態が「選択済み」になっていることを確認して次へ。

（23）契約を締結する　本社・営業所等一覧（営業所等で契約する場合）

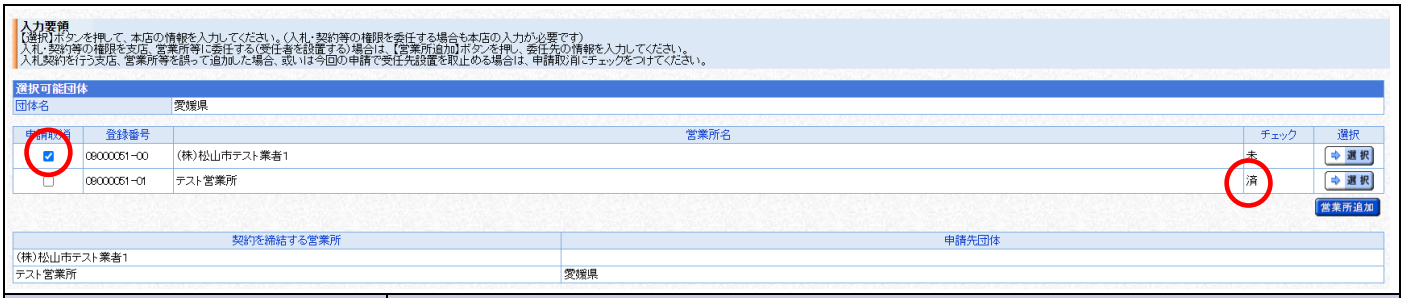

申請内容	入力方法
選択可能団体	申請しないところの申請取消チェックが入っていることと、今回申請する営業所等のチェックが「済」となったいることを確認して次へ。

（24）登録確認画面（営業所等で契約する場合）



確認項目
入力した申請情報を確認し、間違いがなければ【登録】を行ってください。 入力内容を修正する場合、各項目横の【修正】ボタンから、該当の申請入力画面に戻ることができます。 ※【印刷】ボタンで申請内容の印刷が可能です。

（25）結果表示画面（営業所等で契約する場合）



確認項目
申請が完了しました。 添付書類を郵送する場合は、チェックリストの受付番号入力箇所に受付番号下５桁を記入し、提出先へ送付してください。

Ⅴ　添付書類について

添付書類をすべて揃えたうえ申請を行うこととしてください。
（提出要領に添付書類一覧を掲載しています。）

添付書類の内容について

（１）納税証明書（未納がないことの証明・非課税であることを証明するもの（個人県民税））

ア　愛媛県税及び地方法人特別税・地方法人事業税（必須）

★　令和９・10年度申請から、県ホームページで申請いただくことにより、愛媛県税納税証明書の添付を省略することができるようになりました。

手のひら県庁（https://www.pref.ehime.jp/page/110503.html）より、「納税証明書の省略申込」を行っていただき、手続き後、送付されるメールに記載の整理番号12桁をチェックリストへ記入することとしてください。（県税事務所から審査機関へ納税情報が提供されますが、申込から納税状況が確認されるまで１週間程度要します。申請を急ぐ場合、従来の取扱いのとおり、下記機関で納税証明書を取得して、添付してください。）

申請者の住所	審査機関	住所	連絡先
愛媛県外 松山市、伊予市、東温市、 久万高原町、松前町、砥部町	中予地方局 税務管理課	〒790-8502 松山市北持田町132	089-909-8752
新居浜市、西条市、四国中央市	東予地方局 税務管理課	〒793-8516 西条市喜多川796-1	0897-56-5880
今治市、上島町	東予地方局今治支局 税務室	〒794-0027 今治市南大門町二丁目５番地１	0898-23-2500（代）
宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町	南予地方局 税務課	〒798-8511 宇和島市天神町7-1	0895-22-2502
八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町	南予地方局八幡浜支局 税務室	〒796-0048 八幡浜市北浜1-3-37	0894-22-4111（代）

イ　法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税（必須）
（電子納税証明書を含む）

すべての申請者について、税務署窓口で発行された書面（PDFファイル）または電子納税証明書（PDFファイル）のいずれかを添付してください。

≪法人の場合≫

その３の３「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用

≪個人の場合≫

その３の２「申告所得税及復興特別所得税」並びに「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用

ウ　個人県民税（個人の場合）
（非課税である場合には、非課税）

個人が申請する場合に添付してください。法人の場合は不要です。住民票にある市町役場で取得してください。

【納税証明書に関する留意事項】

○　納税証明書に但し書きがある場合、申請時点で納付期限が未到来であれば、申請が可能です。ただし、申請時点で納付期限が到来している場合は、納付が完了していることが証明できる書類等を添付してください。

○　納税の猶予制度の適用を受けられた方は、「納税の猶予許可通知書の写し」または「納税証明書（その 1）」のいずれかを添付することで、申請が可能です。

（２）申請要件（参考）

○地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和 39 年７月愛媛県告示第 607 号）（抜粋）

（業者の格付け）

第３条　格付けは、次に掲げる要件の全てを満たす者で申請書を提出したものについて行うものとする。

(1)　所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税（これらのうち国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条第１項若しくは第２項の規定による納税の猶予又は地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条

第１項の規定による徴収の猶予（以下「納税の猶予等」という。）を受けたものを除く。）について未納がないこと。

(2)　県税全税目（納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がないこと。

(3)　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務を履行していること（これらの規定の適用がない場合を除く。）。

(4)　当該年に係る建設業法第 27 条の 23 第１項の経営事項審査を受け、同法第 27 条の 29 第１項の総合評定値の通知を受けていること。

Ⅵ　審査結果の通知について

審査結果は、後日、「競争入札参加資格審査結果通知書」（メール）により通知します。